

大沼 久委員長 1番、我妻昇委員。

1番 我妻 昇委員 ありがとうございます。あともう一つ、そのプロジェクトチームと地元の市民活動というんですかね。先ほどNPOともかかわりを持っていくというようなことでしたけれども、そのかかわりはもう今から計画しているのかどうか、建設課長、お願いします。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。当協議会の中にはNPO等の団体で組織していますリパーツリズムネットワークというような組織がございます。その代表と申しますか、事務局を行っているのが長井まちづくりNPOセンターでございますので、県内の連携事業も含まれますが、当然地域の活性化を図るべく事業についても行っていただきたいというふうに思っているところであります。

その連携事業や地域活性化にかかわるソフト事業については、国土交通省から支援をいただける予定になっておりますので、そのソフト事業費を有効に使っていただいて、連携事業もそうなんです、長井市の活性化も図るような事業にも取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 具体的にはそうなんです、やっぱりプロジェクトチームに庁内のあれだけではなくて、まずNPOセンターのまちづくりさんとか、観光協会とか、商工会議所さんとか、そういう皆さんにも私は一緒に入ってもらって、やっぱりアクションプログラムをこの5年間でこういうのをやりたいと長井は。それも余り夢を広げたらだめですから、やっぱり特色があって、これとこれとこれをやりたいというようなものをなるべく早くつくるように、そういうやっぱりプロジェクトにしたいというふうに思っています。

大沼 久委員長 1番、我妻昇委員。

1番 我妻 昇委員 時間早いようですけれども、これで終わりますけれども、最後に今観光事業というか、観光協会が変わりつつあるようですね。事務局長もおやめになったり、今改革の時期、新しく生まれ変わる時期だと思います。その流れでは非常にこの事業もいいタイミングできたなと思っておりますので、ぜひご尽力をいただきたいと思っております。

これで、終わります。ありがとうございます。

大沼 久委員長 次に順位4番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が通告しているのは、2点だけありますけれども、今回議会の日程がちょうど厚生常任委員会があった日が、予算委員会の通告の締め切りとこういう日程なので、厚生常任委員会において、はなぞの保育園の民間移管などについて、議論する前日にこの通告書をつくっているもんですから、やや4番目なんかは、こう移管問題全般について、こういうふうにわからないようなこう通告になったわけなんです、常任委員会でもかなり詳しくお聞きしておりますので、今回一般質問やその常任委員会でもこう一部詰め切れなかった部分がお聞きできない部分がありました。その部分だけをお聞かせを願いたいなというふうに思います。

最初にですが、一般質問の中で、市長の方から保育園関係の委託は随時やっていくというふうなお答えでありました。中間報告では確かにこう随時やっていくような順序が書いてあるんですが、順番は別にして、一番最後の方に書いてあります平成45年度西根児童センターで、これ全部委託しようという中間報告の検討結果なんですね。いわゆる随時委託していくというのは、こういう中身でお答えなさったのでしょうか。ここが一般質問で一点聞けなかった部分であります。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 今四十数名の保育士さんがいらっしやいます、従来の保育士さんですね。この皆さんは、案外団塊の世代の私とちょっと下ぐらいの世代の皆さんが一番多いと思いますが、随時退職されます。その部分は、今度は社会福祉協議会でこの足りないところはやっぱり採用していただいて、できるところから少しずつこう民間に委託していくというふうにすると、最終的に平成45年度には、ほとんど皆さんがおやめになりますから、社会福祉協議会の皆さんがほとんど全員でやれるというふうになってくるのだらうと思います。随分かかるなと私は思ったんですが、しかし、保育士の皆さんの職種をなるべく変更しないで、そして、方針はしっかりしておりますが、時間をかけてということであれば、やっぱりこういった方法にならざるを得ないのかなと、これが非常に穏やかな方法なのかなというふうに思って、私はよしとしました。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということであれば、一般質問の答弁は私が理解していたとおりだなというふうに思いました。思いましたというのは、父母の会の皆さんの代表が集まった会合かなんかがあったらしいんですね。その場で、福祉の所長の方からは、はなぞのと清水終わったら、後は民間委託というのは、その後は言葉を濁していたらしいですね。それで、いや、私のところもこういうことであればと、これはちょっともうちょっと検討しないというふうになるんでしょうけれども、そこは余りはっきり言わなかったもんですから、賛成とも反対ともほかの児童館の方などは、特に言わなかったとこういうふうになっているんですね。

すると、これまで中間報告であったとおり、順番はこれは違うわけですが、民間委託を平成45年ですか、気の遠くなるような話です

が、私らはまだ生きていられる年代かもしれませんが、保育の状況だとか、子供の状況なんていうのは、ちょっとわからないわけで、どうなるかわかりませんが、まずそこはお聞きしたとおりだというふうに思います。

そこで、この順番は、次は清水保育園と、ことしの5月にいただいた資料できますと、そういうふうになるのではないかとというふうに思いますが、それはその次の年度というふうになるのでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これはさっきのやっぱり職種を変更しないで、退職をしていただいた方を補充するというようなことがありますから、その状況、その状況に応じてみなければわからないところなんですね。しかし、順番というの、まずやっぱり町中はもう民間の保育の皆さんの体制がありますから、しかもどんどん少子化になっていって、民間の皆さんも経営はこれから大変になってきますから、そこからはやっぱりやるべきではないかというふうに私は思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 委託順番1番から7番までついているんですが、清水保育園が1番で伊佐沢、平野、致芳、豊田、はなぞの、西根、これが報告の中では一番最初に、はなぞのが繰り上がったんですね。理由がこれまでの質疑の中でわかりました。問題は福祉事務所長にお伺いしますが、この検討報告、検討委員会の報告について、いわゆる中間報告から報告書、報告書というの、ことしの5月にいただいた資料が報告書ですね。中間報告は去年の9月にいただいた資料ですね。すると、この順番などについては、報告書の中には何も書いていないわけですが、その検討はしなかったんですか。中間報告のままではなくなったわけですから、中間報告は報告書を出すための中間の作業として

+

やったわけでね、検討しなかったんでしょうか。それともしたけれども、資料としては入れなかったとこういうことなんですか、どうでしょう。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。検討委員会では、その中間報告以降ですけれども、順番についての検討は行っておりません。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 中間報告以降順番について検討していないということはないと思いますけれども。検討委員会からの報告、ことしの5月にいただいたやつでは、ここでは(3)で1-3、委託に当たっての具体的な検討について、清水保育園及びはなぞの保育園を同時に委託することについては、現在の職員の配置から考慮すると、効率的とは言いがたい面がありますという下りがあって、ここには具体的に、順番とか何か書いていないけれども、はなぞのになってきたんですね。こういう検討というのは、それぞれに立派な人が当たっているんですよ。総務・財政・福祉の3人ずつで9名で構成しているというわけでしょう。こんな適当な報告ではなくって、もっとちゃんとしたものはあるんじゃないですか。順番を決めたり。中間報告ではだから、順番は6番とさっき言いましたね。はなぞの保育園は6番ですよ。清水保育園が一番ですよ。1と6が入れかわるという理由はわかりましたよ。だけれども、検討した経過と結果があるわけでしょう。だったら、そこ順番どういうふうになったって、それ以降の順番をどう決めたと、どういうふうに話し合ったという部分があってしかるべきだと思うんですけども、いかがですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。中間報告以降5回、6回ということで、検討をしたところでございますが、その内容について

は、国と県の運営負担金が一般財源化になるので、その影響額を検討すると。建物土地についての民営化した場合どうなるかということ。それから、そのようなことで、順番については、検討委員会では検討した内容を市長に報告ということで、順番については、検討委員会では、検討していないというところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 事務方としてはそれでは仕事が半分だと思いますね。中間報告でこういうふうにして出してきて、いざ民間に委託しようとするときに、はなぞの、では、清水はどうなんだというときに、この報告の中に大体書かないことが問題でしょう。ならば、中間報告のところのこの順番というのは、順番が生きていないですよ。だったらどうなんですかと言われたら、それは事務方としてはそこを検討の議題として挙げるのが当たり前ではないんでしょうか。市長が今答えたのは、結果は45年まで、全部していくよと言っているんですよ。だったら、それについてどうして検討しなかったんですか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 中間報告以降、国の方針が変わったということで、市長と助役から指示を受けた事項には、順番についての検討せよというふうな指示がなかったために、それ以降検討委員会では検討していないということでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 あなたのところの職場は検討しろと言われたこと以外にしない職場ですか。ちょっとこれはおかしな話だなと思って。いいですよということは、検討しろと言われたこと以外に検討しないということなんじゃないですか。私は、そういうことではないと思うんですよ。中間報告で出したものから検討委員会の報告がその順番のところ書かれてきていないし、

変わっているわけだから、そうでしょう。だったら、これ以降どうするかぐらいのことは、事務局としては当然読まなくてはいけないことではないですかね。まず、教えてください。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それはやっぱり中間報告でこういうふうになってきたということですが、今やっぱり激減しているんですよ、補助金の削減と三位一体で。それで、いろいろとこう揺れ動いてくるわけですから、その辺のところについては、やっぱり私なり助役なり福祉事務所長とやっぱり高度の判断しなければいけないと。それから行財政改革推進委員会の方も順次やっぱり民間委託することについては、大方針はこれは了としてますよ。最初は、小さいところからと思って、清水というふうになったんですが、今度のあれのときにも、やっぱり臨時の方をなるべく処遇を改善するためには、このはなぞのからというところでもなりましたけれども、こういうふうになる場合があり得る。それはその順番をつけられて、例えば豊田が何番目だったのは、何番目になるのではないかと、何とかと言われて。でも今はやっぱりこれから検討することですから、そして、これは激変している今補助金の情勢等もありますし、大方針は立てながらも、それはやっぱり細心の注意を払って高度な政治的判断をしなければいけないということでもありますから、その辺は私は順番については、別に報告書ですべて決めなくていいよと、そういう意味で検討をしてもらわなかったということでもあります。必要なことは、指示をしました。そして、指示したことはちゃんとやっております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 検討の指示を出さなかったということですから、あれですが、そうすると中間報告の中で、この順番のところはまず当てにならないと。あと、その年次委託計画と

いうところも、ここも順番が狂っていますから、年度の最後のところは、多分ここが人数的に言うところと最後なんです。ですから、これはそのままなのかもしれませんが、順番は指示していないし、そういうことなので、検討もしなかったということですから、まず、そこはその報告で良としたいというふうに思います。

あと、父母の会からの要望書についてでありますけれども、市長、読まれたと思います。こういう要望書が私も議会に出されるとは思っていなかった、正直言って。福祉事務所長の方からは、父母の会にはきちっと説明してありますという報告で協議会は終わっているんです。ですから、これ議会に当たった要望書ですね。こういうふうなことは来るとは思っていなかった、正直言って。こうかなりこの的確に指摘はしているなというふうに思いましたが、市長、これももちろん読まれましたね。議会の方に来ましてということで、それぞれの各課の方にも回ったと思いますので、これを読んで福祉の所長などはどうにかこう意見交換をやりましたか、この要望書について。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は父母の会の皆さんのことについては、1回目は8月3日の午後7時30分から保健センターで説明会を行ったと。福祉事務所長から移管後も親子ともに不安を持たないように、保育サービスの継続すると、料金も今までどおりだというふうにご説明を申し上げたと。参加者は25人であったと。さらに、もう一回持ってほしいという要望等もあったわけで、2回目に9月7日午後5時30分過ぎから保護者の皆さんの協力作業終わった後、説明をさせていただいたと。

それで、前回の説明会の概要と移管先である社会福祉協議会について詳しい説明をしたと。そうすると、保護者の方は50人以上、過半数の方がおいでになったと。大体了解していただい

+

たところのご了解であります。それは、その98名の方もありますし、それはいろんな意見があるだろうと思います。町田委員からも言われましたように、もちろん助役も出て、私も出て、しっかりとご説明をすれば、ご要望についてはご理解をいただけるものだと、そういう機会を持っていくと。これから行ってきたいということを持ったところであります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そこは、町田委員に答弁したとおりだというふうに思いますが、かなりこの詳細に触れていますよね。要望書の中の一番最初の方にはなぞの保育園の父母（園児数97人）全員に要望書を配付し、賛同を得ておりますというふうになっておりますね。不安なところは、どこが最も不安かということ、この中に書いてあるんだと思います。3ページ目に書いてあるところは、私が一般質問でして、市長が答えたところにこういう答弁がありましたね。私のメモを見てきますと、社協は30年前も保育をやっていて信望が厚い。父母の会からの不安がこういうふうなところも、同じようなことを3ページ目に書いてあるんですね。

私はやっぱりここが一番心配なんだと思います。30年前保育園、保育をやってたと、そのとおりだと思いますね。市の方に逆に、これは何と読むのかわからないけれども、移管、市に移管したんでしょうか、社協から。どういうふうにしたかはわかりませんが、今でもこの部分の不安が出てくるのは、私はすごく当然なことだなというふうに思っているんです。保育のノウハウについて、私は多分一般質問でしたんだと思いますね。ノウハウがないところに委託しようとするのは、やっぱり大変ではないですかということに対して、30年前やっていたから大丈夫だと、あとは多分こう答えたと思いますね。はなぞの保育園におられる定時補助職員の方も社協の方に今度採用なる予定なので、保育

方針などが継承されるところというふうにも答えておられたかと思うんですね。

その意味では、ノウハウがあると言えるのでしょうかという父母たちのこの疑問に対して、やっぱり答える必要があるんじゃないかというふうに思うんです。というのは、社協の理事会では4人の園長、主任保母、看護師、栄養士ですかを前提にした議論がこう進められているわけで、ノウハウがあるのであれば、そんな人たちは要らないんですよ。幾ら経過だと言ってもね。その意味では、まずそれでノウハウがあると言えるのでしょうかという疑問があるわけで、そこは市長、答えていただいた方がいいかなというふうに思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは、だってこれから採用する皆さんで何名かは今までおやりになっていた方が、ちゃんとおやりになるわけですから、それは現場はそんなに混乱しないと思いますよ。でも、必要ならば派遣で園長なり主任保母ですか、あと看護師とか、調理士とか、必要があればこれは県等の指導も得ながら、万全を期してまいりたいということですから、それはまずそうだろうと思いますね。

もう一つね、社会福祉協議会というのは、公的なやっぱり公認団体ですよ。そして、みんなからやっぱりそれぞれ実学、識見、そういうものに応じて、選ばれた方がいらっしゃるわけです。そして、常務理事が今福祉事務所長も入らせていただいているのかな。こちらからも入らせていただいていますよ。そういった体制は、私はやっぱりその運営方針にしる、人物にしる、やり方にしる、私は今までも全幅の信頼を置いてきましたし、それは大丈夫だと申し上げたんです。何かこの前の委員会の話を聞きますと、そこが不安だみたいな話を蒲生委員がされているから、おかしいな、社会福祉協議会の皆さんに信頼されていないのはどういうことなのかな

と、私自身がかえって疑問に思ったぐらいですが、私は皆さんに相対的にはやっぱり全般的なやっぱり移管をして十分だというふうに思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 社会的に信頼のある人だけが理事になっている。そのとおりだと思います。信頼のある人が大体地区町会の会長になったりするわけですから、私そこに対する不安感を持ったのは、いわゆる地区町会の会長、地区長になって、その地域、西根なら西根の地域から、たった1人地区町会の会長と、当て職で回ってくるんですよ。地区町会の会長になったがゆえに、ここの役員になっているという人が6~7人、会長鈴木慶三郎さん。沼澤正さん、尾形義昭さん、小笠原久雄さん、内谷驍さん、菅徹次郎さんは老ク連ですから5人ですね。ここは、ひょっとしたら毎年変わる可能性があると思うんですね。全体で十数人の中ですが、要するに多分納税貯蓄組合の組合長さん、民生児童委員の委員長さんなどの肩書きを持っている人、あと交通安全母の会あたりの組織の代表で出ているかわかりませんが、いわゆる市の行政機関、地域の方で活動している人たちですね。とても人望の厚い人たちよ、皆さん。だけれども、役員としては当て職ですから、選んで理事にしているわけでも何でもありません。毎年交代する可能性も十分秘めているでしょうと、そういう意味で、やっぱり経営者側にもちろん理事ですから立つわけですね。私は極めてこう不安定なのではないかと。地域の地区の地区長会員の役員、会長さんが変われば、そこも変わってくるという、福祉法人の理事というのは、どういうふうに選んできていいようにこうなっていますけれども、少なくとも経営には全部責任を持たなくてはいけないんですね。今度はなぞの保育園を改修したいというときに、借金をしなければできなかったというふうにする場合には、

当然連帯して責任を負う判こを押すかどうかというのはわかりません。だけれども、そういう責任のある理事だと思います。

そういう意味で、私はやっぱり毎年変わる可能性のあるところというのは心配ではないですかということで、私は常任委員会で言ったわけであって、人望が厚いとか薄いとかということは触れていなかったと思うんですね。私は人望の厚い人だけだというふうに思っていますので、そこは私の説明したふうで、説明させていただいたんで、違うんだったら答えていただきたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 やっぱりそこは、私蒲生さんちょっと言い過ぎだと思いますよ。社会福祉協議会にそれぞれにやっぱり地区長さんも出てくる、社会福祉関係の方も出てくる、いろんな方が出てくるね。そこで、毎年変わりなんかしませんよ。2年に一遍だから地区長さんだって、全員毎年一遍なんていうことはないんです、それは、ちゃんと継承をしていくんです。そういう皆さんが、しっかりとやっぱりこの皆さんの意見を聞きながら、社会福祉協議会というのは、何もこれからの事業だけではなくて、せせらぎの家でも何でも、いろんな事業をなさってきた、あそこの運営も、老人福祉センターの運営もいろんなそういう皆さんが立派にやってこられた問題もない、人選的に問題がない、だけれども、この問題についてだけを不安だなんていう言い方は私はやっぱり不遜に過ぎると私はやっぱりそこは撤回してもらいたいと。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 何も全く撤回するところなんて今のところ見渡らなかつたわけですけど、毎年変わるなんていうのはいないないということないでしょう。そんなことはないですよ。これまでの経過では見ていってください。変わっていますよ。福祉事務所長、これまでのでは

+

その地域の方から選ばれてきている人たちね、地区長会長くやっている人もいるからですが、今なっている6人の方はいつ在籍しましたか。それぞれの人答えてください。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 お一人、お一人の在籍年数については、手元にございませんが、一番短い人で西根の尾形地区町会長さんが短くて、一番長い人で伊佐沢の山田儀重地区長さんが十年以上だというふうなことで手元には、さらに詳しい資料がなくて、お答えできないところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 地区長さんていうのは、年度ごとに変わるんですよ。だから、1年で変わるなんていうことはないなんてあり得ないですね。全員で変わるなんて言っていないでしょう、私は。年度ごとにだって委嘱するでしょう、市長が。その再選されることはあるかもしれないけれど。年度ごとに変わると言った方が正しいではないですか。まだそんなところでつまらないところで議論したくないですから、いいですけども。

こう父母の会の人たちには、2回説明したっていうように福祉事務所長言われて、2回目もこれには15分と書いてありますね。15分ほど説明したというふうになっているわけですけども、理解と納得が得られれば、こんな文書が私は出てこないと思っていたんで、私はこういう文書が議会の方に出てくるとは考えていなかったですね。

そういう意味では、2回目の説明したときに、こういう理解を得られたかどうかという部分について、福祉事務所長の感じ方でいいです。理解を得られたというふうに感じたか、得られていないというふうに、やっぱりいろいろ不満があってもう1回説明に来いと言われるだろうなというふうに感じたかですね。どんなふうに感

じたか、聞かせてください。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 1回目の説明会のときは、保育時間が変わるのでしょいかとか、あと料金は変わるんでしょいかとか、給食が変わるんでしょいかと、そういう基本的なことを聞かれまして、今までと同じようにしていくようにしますということを答えたんでございますが、やはり社会福祉協議会という団体さんを若い人もありますから、よくわからないということがありましたので、2回目については、その最後の方でこれだけで終わりではないでしょうねというご要望もあったもんですから、2回目は父母の会の協力の作業のときにさせていただきたいということで説明しまして、2回目実施しました。

2回目については、概要を説明しまして、それから特に社会福祉協議会のことについて、文書を配付しまして、詳しく説明いたしました。それに対して、質問とかそういうことなかったもんですから、ご理解いただけたものではないかというふうにとったところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 作業の後で、そういう質疑をされるような状況でなかったというふうに思いませんか。15分ぐらいで終わったというのは、どういう状態だったんですか。晴れていて、汗をかいた後だったとかね、雨が降っていて、ぬれた後だとか、天気か晴れかわからないけれども、何かの後ということを何か保育園の事業をする前に、何のときと書いてありましたっけ、草刈り作業の後、園内の草刈り作業の後と書いてありますね。どういう状態だったんでしょうか、そこは。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 9月7日の夕方ということで、雨は降っていなかったというふうに記憶しています。そんなに暑かったという記憶

も私にはありませんでした。作業を終わった後、皆さんに園舎の東側の方にお集まりいただきまして、その中で作業終わった後ですので立ったままで何ですので、座ったというよりも中腰というんですか、しゃがんだ形で楽な姿勢になっていただいて、私が説明した記憶がございます。大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 十分に理解されていれば、こんな文章を議会の方にと提出されないような気がするんですね。まず、理解や納得が得られない部分をずっと拾って、こう書いてきているんでしょうから。いずれ、これについては、責任を持って答えるというふうに言っているからいいと思いますが。福祉事務所長にもう少し細かいところをこうお聞きいたしますね。園長、主任保母、栄養士、看護師などについても、この前私たちに資料をいただいた老人福祉センターでやった社会福祉協議会の役員の方と福祉の方の職員の方で確認した事項があると思うんですね。

この4人の派遣を協議結果というふうにしている部分がありますね。協議会でいただいたわけですけども。ここにこういうふうにあると思います。看護師は保育所と限定せず、社会福祉協議会へ派遣する。保育所以外にどこに使う予定なんですか。これは協議結果のところだけ読んでいますからね。そこはどこに使うんでしょう。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。宇津木正紀福祉事務所長 中央児童センターというふうなことであります。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。長谷部宇一助役 はなぞの保育園の業務につきましては、今回委託を申し上げるのはなぞの保育園とほかに中央児童センターがございますので、社会福祉協議会として保育士を採用して、そしてその配転を決めるということだろうと思っています。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということは、はなぞの保育園だけでなく中央児童センターの方も看護師の仕事としては兼務させると、兼務させるですね。職場それぞれに違います。経営団体は同じであっても、職場はそれぞれ違いますね、場所も違いますし、経営主体は同じだから、一緒だって言われればそうかもしれませんが、中央児童センターで今までいなかったわけですが、何か看護師が必要な人だとか何かできたんですか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 現在はおりませんけれども、やっぱりそういった職種の方がおられれば、よく保護者の方が安心してお預けになれるということですので、そこは社会福祉協議会の方にお任せをすればいいのかなと思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私は必要であれば、全部採用すればいいんじゃないですかというふうに言うんですね。園長だとか主任保母だとか、看護師だとか、栄養士というふうに民間でノウハウのあるところに委託しようとしているわけだ、市はね。別に改めて採用する必要は全くないというふうにはならないでしょう、だって。今みたいにいた方がいいという社会福祉協議会が考えているんであったらば、看護師だって栄養士さんだって、必要な分、私は民間の職場ですからね。自分のところで必要なものは自分のところで採用して、そこで修行をやるというのは基本だと思います。

今回の採用、28日第1次試験をやったようですが、その中には、そういう人担える人っていないんですか。園長とか、主任保母だとかって担える人はいないということなんですか。

大沼 久委員長 長谷部宇一助役。

長谷部宇一助役 試験の結果については、市長

+

の方からご答弁をお願いしてありますけれども、社会福祉協議会とすれば、今回来年の初めてその移管を受けて、そしてそれを事業として展開するわけにありますから、物すごくやっぱり経営自体がどうなっていくのかということについても、やっぱり十分検討する必要があるということで考えております。したがって、来年度は運営費補助、これをもってその運営をするというのが基本になってきますので、その1年の経過の中で、どういった結果として出てくるのかということも踏まえてやっぱり検討すべきだという考えを持っておりまして、もちろんいわゆるプロパー職員を採用するというようなことは、それは当然考えているわけありますから、これは二、三年後という形になると思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 やっぱり父母の会の皆さんや親も子も心配なのは、今までとどこが違うのかということなんです。それは基本的に同じなんです。基本的に料金も同じですし、今のような方針でやるし、場所もこのままでやるし。ただ、やっぱり今入りたいという方は、正職員の方はもう給与が高いですから、これはやめてこう入るなんていう人はいませんから、それは今まで臨時で頑張ってきたら、やっぱり保育所行けば、給与面でもあまりあれだけれども、自分としては生きがいがあるというそういう皆さんがおいでになるわけですから、やっぱりそういう皆さんは今まで臨時でやられてきたわけですから、いきなりやっぱり園長とか、主任保育士とかというわけにはなかなかいかないのではないかと。それはやっぱり園長さんなら園長さんで、保育のプロでありながら、なおかつやっぱりこのマネジャーとしてというか、管理者としているんな人を動かしていくものとして、そういう必要な施設もありますから、それはやっぱり随時今助役が言ったように、二年か三年か後に頑

張ればいい話であって、今まず13万で年度更新の人が、そのほかに新しい方もいらっしゃると思いますが、そういう皆さんができるだけ入れるような門戸を開放していくということが大事なのではないかと思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 だから、30年前に保育していたんで、保育ノウハウがあるというふうには、臨時にいる定時補助職員ではなぞの保育園にいた人というのも、1年や2年じゃないわけでしょう。ベテランでしょう、もう。年齢的にベテランの年齢の人がおられるわけでしょう。だったら、そこがやっぱり本来市の職員から派遣されていく人が責任ある地位に立つなんていうことではなくて、本来やっぱりその採用、いわゆるプロパー職員が責任ある立場に立っていくというのが、私は当たり前だというふうに思うんですけれどね。それがノウハウがあるというふうには私は思うんです。だから、最初から派遣を当てにしてなんていう、当てにしない方が私はいいような気がするんですけれどね。

今の言い方で納得したわけではないですが、時間的にもうあれですから、もうちょっと細いところを聞いていきたいと思えます。福祉事務所の所長のところから、12月2日の日に我々のところに資料をいただいたものがあります。概要調書としていただいておりますけれども、園長さんが55歳、主任保育士さんが50歳、看護師さんが44歳、栄養士さんが50歳、この給与関係でいきますと、その年齢に応じた保育職賃金表というやつに照らし合わせていきますね。すると、園長さんが55歳ですから25万2,500円掛ける12カ月303万円というふうになるんです。それぞれ4人のところがこの差が出てきますね。差が出てくると思えます。その市の職員から派遣された人の差の部分というのは、どういう方法で補うように検討したんでしょうか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 市の責任において、初期の保育が順調に行くようにということで、市の方でそこについては、補助金を出して進めたいというふうに考えています。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今の答弁仕方だと、この4人の差額分について幾らになるかわからないけれども、市から社協に対して補助金を出して、社協の方からこの4人の手当の全額を払うというふうになるということでしょうか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 市の方から、差額を出してそこで払っていただくということです。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということは、あれですね。社会福祉協議会は社会福祉協議会の方で、この手当分も組んで、市の方は市の方で当てを組んで合算して出すと、こういうふうになりますか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 本人には一括して出して、中で処理するというごさいます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 一括して処理して、あと中で処理するという意味ですか。だから、どういうふうにするんですかというふうに言ったんで、言ったことに対して、もうちょっとこう丁寧なというふうにするからと言ったって、そんな口減るわけではないから、答弁してみてください。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 派遣協定の中で支払うということになりますので、本人には今までと同じように一括して現金補償ということで、これまでと同じような額をお支払いするという、その中身について、先ほど申し上げましたとおり足りない分については、市の方で出すということごさいます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 あと一つだけ、お伺いします。派遣をお願いしようとする4人については、公務災害は適用ないというふうに書いてありますね、それには。公務災害が適用になく、労働災害扱いとなり、その補償は公務災害よりも低いものであるが、一般の保険に加入することにより、公務災害との差を補てんしており、不利益は出ないようにしているというふうになりますね。私らここは公務災害の方と労災とでどれくらい差があるかわかりませんが、もう一つ保険に入るというわけですね。そこは具体的に言うとうどういうふうなこれは数字計算してないんでしょうから、お答えいただきたいと思います。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 一人の方については、一つの保険だというふうに思っております。

一人の方には一人の保険で、公務災害は除外になるということで、労務災害の方が適用になるということになるというふうに思っております。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは派遣された人に対してやっぱり公務員というのはすごい手厚く保護されているんですよ。だから、その人の不利益にならないように、しっかりとやりましようということですから、ご心配なく。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 その程度の答弁なら私も自分が質問して、自分でできるぐらいの質問ですから、まずいいでしょう、いずれ足りないんで、不利益にならないように、別の保険にもう一つ入ると、これは市の方が入らなければいけないかどうかはわかりません。その分も含めて多分社協に委託して、社協の方でその4人については、保険に入るといような扱いにするしかないような気がするんですけども、所

長どうですか。それは市の職員の方で入るようになりますか。

大沼 久委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 派遣された人については、派遣された側で保険については加入するというふうに認識しております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今回は予算提案になっているわけではないですから、本当は今のところずーっとこう積算して行って、どの程度になっていくかというところを、どの程度の委託料になっていくかという部分を細かく精査していきたいところではありますが、多分今回予算、債務負担も組んでないということなので、別の機会に予算提案があるんでしょうから、そのときにまた質疑することにします。次の項に移ります。10分くらいですね、委員長。

2時10分から始めたんですよ、私は。

大沼 久委員長 2時4分です。2時4分からですから、あと8分あります。

17番 蒲生吉夫委員 こっちの時計と向こうの時計が狂っているからな。

大沼 久委員長 あの時計でやります。

17番 蒲生吉夫委員 いいです。時間がないですから。私はこうまた大変残念な事件が起きたなというふうに思っているんです。この関係の質問は、私過去3回やっています。教育長さん。昭和63年の3月の一般質問、平成2年の6月の一般質問、平成13年12月の予算総括質疑で、この3回質問しているんです。それぞれに、事件のあった周辺ですよ。一番最初のところはちょっと遠い事件だったんだけど、それぞれに事件があったときなんです。13年のときには、山形鉄道さんが線路に木が覆いかぶさってくるんで、それを伐採作業したと。ほぼその線路沿いが皆伐になったんですね。その後の質問が13年12月というふうになっているんですね。

私、最初に教育長さんにお尋ねいたしますけ

れども、このチョウセンアカシジミというのは、極めて日本全国の極めて局地的なんです、生息しているのが。山形と岩手が中心です。岩手は細いところはわかりませんが、山形はなぜか新庄に生息しているんですね。新庄、あと置賜に集中しているんです。白鷹、長井、川西、小国なんですね。その小国に生息しているものが、新潟の関川の方に同じ種類が生息しているんじゃないかということで、全国的には3県にこう生息していることになっているんですね。

しかし、3県とは言わないで、一般には山形と岩手の2県というふうにこう言っているわけなんですけれども、その平成13年の質問のときに、私は説明の看板だとか、ロープだとか、張ってわかるようにして、卵数調査などを学校などで必要であればやって、隠して保護する方法はもうだめだよと。だから、きちっとわかるようにして、ここにはこういう希少種がいて、全国的にもここにしかいないと。だから保護しなければならぬんだということで、明らかにして保護すべきではないかというふうに質問しているんです。

それについて、当時の竹田教育長からは、文化財保護協会と文化財の保護に協力していただいている団体の知恵を拝借して、保護活動に当たっていきたくていうふうにご答えているんですね。それ以降、どんな保護活動が行われてきたかについて、まず、大まかに教育長の方からお聞かせ願いたいと思います。

大沼 久委員長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 平成13年度に4点ほど答えているんですね。生息地を結ぶ市町村が共に違法採取への対応について協議、意見をもらうという正式な場を持ちたいということと、市報等による啓蒙をしたい。さっきあったように市民みずからの手による卵数調査、小学生による観察会などをしてほしいというようなことをお答えしているわけですが。正式な会議は持っていません。

ただ随時担当者の方で話し合い、情報交換をしているという状況にありますし、あと、地区公民館ですね、豊田地区と致芳地区で展示パネルなんかをやっていると。あと市民団体の会合の折りにも、展示パネルをやっているということがあります。あと文化係の方では、年3回観察というか、巡回をしている。あとは、看板は平成14年度1カ所だけ、文化財保護協会の方で建てています。

あと、市報ではまだ掲載していませんので、ただ、トネリコの木のある周りのところに文書を出して保護協力の呼びかけをしていると、そういう状況です。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 全然しないわけではなくて、こういう努力をしてきて、にもかかわらずこういうふうにかうとられるというのは、大変本当に残念ですね。どうしてとるのかという理屈があるんだと思います。高価な価格で取り引きされるということなんですね。ところが、素人では育てることができないんです。卵を持って行ったって、素人では育てられません。なので、なぜ飛んでるやつよりも、とまっている卵からやるかという理屈があるんです。この蝶は2週間です。羽化して2週間で命が終わります。2週間というのは、2週間飛ばば、蝶の羽というのはぼろぼろになりますから、羽化して時間のたった蝶はとって、希少価値がないと、マニアではこういうふうになっていますね。私は大変希少価値はあると思っているんだけど、マニアの中ではそうなっているんです。要するに育てて、羽化して、すぐ標本にするんですよ。すると羽に傷がついてないから高価取り引きされるというふうな理屈なんです。

私は隠してもだめだよというふうに言っているのは、蝶のマニアというのは、飛んでいる時期、場所、飛び方、色、これを見れば、飛んでいるやつを見て、どの蝶かとわかるんです。羽

の強さというのは、弱い、羽の弱い蝶の場合には、本当にひらひらひらひらと木の葉が落ちるように飛びますね。羽の強いのは思いっきり強く飛ぶんですね。発生する時期も限られていますから、当然そこははっきりするんです。飛んでいるやつを見て、何の種類か雄、雌まで区別つくというわけですから、教育委員会が把握をしていない場所にも多分トネリコがあって、そこにも産みつけられているであろうというのが、教育委員会が知らないものもマニアは知っている。その意味では、教育委員会が把握している部分については、もうここはちゃんと保護しなければだめよとこういうように明らかにしていく必要があるのではないかとこのように思います。時間がおおよそ来ましたので、課長にお伺いしますが、いわゆるトネリコの木を生態系を壊さない範囲でやっぱり植樹するというのが大事でしょう、まず一つは。

もう一つやっぱり観察会をきちっとやっていく。映画がかつてはできたんですね。小さな羽音という映画が米沢の人が中心になってこうつくった映画がチョウセンアカシジミの卵から羽化する。そして一生終えるまでのこうやつがですね。その意味で私は保護活動というのは、隠してはもうだめな状態なんではないかと、具体的にどうするという、どういう機関でどうすると、その辺について考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

大沼 久委員長 平 進介文化生涯学習課長。平 進介文化生涯学習課長 これまでは、生息区域を公表しないで守るというふうな点に主眼を置きまして、保護活動に取り組んでまいりました。しかしながら、今回のように悪質なマニアは保護看板のあるなしにかかわらず、生息区域の情報を得て、違法採取を行っているというふうな状況にあります。したがって、今後の保護活動につきましては、看板等の設置によりまして、生息区域を公開しながら、そこに近

+

づく例えば不審な車や人影、そういったものに気づいたら、知らせてもらうというふうな市民ぐるみの対策をさらに推進すべきであるというふうにご考えております。

その対策といたしまして、今現在1カ所保護看板を設置しているわけですが、さらにその民家の敷地以外の生息地、もう1カ所程度ありますけれども、そこの部分にも保護看板、説明版の設置について検討してまいりたいというふうに思いますし、あと、例えば地元小学校での総合活動、総合学習活動での観察会による意識の啓蒙、これによりながら地域に根差した保護活動の運動の盛り上げ、これらによりまして、違法採取への監視体制の強化になることを期待してもらいたいというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。ここで、暫時休憩をいたします。

再開は3時25分といたします。

+

午後 3時07分 休憩

午後 3時25分 再開

大沼 久委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

これより各会計補正予算の細部審査に入ります。なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第74号 平成16年度長井市  
一般会計補正予算第8号についての  
質疑

大沼 久委員長 まず、議案第74号の1件についてご質疑ございませんか。15番、藤原民夫委

員。

15番 藤原民夫委員 11ページの保育園費についてお聞きしたい。この議案第73号の保育所設置条例の一部改正の中で、その提案理由として、はなぞの保育園を長井市社会福祉協議会に移管するためだというふうにご設置条例になっておりますが、しからば、財政課長にこれをお聞きいたしますかな。どうして、債務負担行為を起こさなかったものか、お聞きをいたします。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。債務負担行為の設定につきましては、通常支出負担行為をするに当たりまして、年度をまたぐ場合、2カ年以上というふうなことになるかと思っておりますけれども、年度をまたぐ場合に必要だというふうなことになります。

一方、今回の平成17年4月1日から社会福祉協議会の方に委託されるであろう、この保育の関係につきましては、今年度中に支出負担行為が全然予定されていないというふうなことになりますので、債務負担行為の設定は必要ないというふうに認識しているところでございます。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 今回の補正にこの保育問題に当たっては、既に1億3,000万ぐらいの見込みをもって進め、そして、職員の募集を既に行っているというふうなことで、これは予算を伴う条例ではないかと。それなのに、この予算に計上がないということについては、問題はないわけですか。

大沼 久委員長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。確かに社会福祉協議会の方で職員を採用することになりますので、社会福祉協議会の方では予算的な配慮というのは、当然17年度以降必要になるかと思っておりますけれども、こちらの方といたしましては、直接的に長井市の方で採用試験を実施す

+